

援護基金だより

公益財団法人札幌法律援護基金

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館7階
TEL(011)281-2428 FAX(011)281-4823
<http://satsu-engu.jp/>

第22号

2022年

援護基金、今年もよろしくお願ひ申し上げます。

日頃から当援護基金にご協力ご支援をいただきありがとうございます。

2020年1月から始まった新型コロナウイルスの感染者数は、昨年末には少し落ち着いていましたが、年明け直後から急増し、オミクロン株の感染拡大で第6波に入ったといわれています。新たなコロナ禍により、国民の生活はさらに大きな犠牲を強いられることが予想されます。

ご存じのとおり、当援護基金は、札幌弁護士会の活動と連携し経済的弱者及び社会的弱者が抱える多種多様な問題に、援助や支援などを行い、その権利を擁護する活動を続けてきました。また、札幌弁護士会のハロー弁護士相談、ほっとらいん・ぶ〜け、高齢者・障害者法律相談などの法律相談事業への支援も行ってきました。

手弁当でもやらなければならない被害者救済、人権擁護活動は日々増えていますが、そうした活動には、調査、研究などの費用がかかります。しかし、その費用を負担できない人もたくさんいます。そのような時に、当援護基金は、調査、研究のための援助を行ってききましたが、今後も多くの人権擁護活動へ支援をしたいと思っています。当援護基金を活用して、基本的人権の擁護と社会正義の実現の活動を大きく広げて下さい。

ところで、当援護基金の活動資金は刑事贖罪金をはじめとする皆さまからの寄付金が頼りです。昨年度は、高額な寄付をいただきましたが、それに限らず数千円の寄付もあります。

つきまして、刑事贖罪金はもちろん、その他の一般的な寄付についても、少額でもかまいませんので、是非、当援護基金に寄付をしていただくようお願い申し上げます。

はじめて経験したコロナ禍で、社会保障、貧困対策、労働政策、教育などのあらゆる面で集中して被害が発生しました。私たちの社会の弱点が見えてきたように思います。そうしたもとの、人権擁護活動の重要性は高まり、その支援のための当援護基金の役割もますます重要性を増してきます。当援護基金は、今後とも、その期待に応える活動を進めて参ります。

皆さまの、一層のご協力ご支援のほど、よろしくお願ひ申し上げます。



2022年（令和4年）3月

理事長 高崎 暢
(公益財団法人札幌法律援護基金)

北海道Soft-EX被害対策弁護団 解決報告

北海道Soft-EX被害対策弁護団 団長 八十島 保

本件は、東京都内に本社がある株式会社 Soft-EX(以下「Soft-EX」という。)が、除菌、消臭に効果があるとされる噴霧器(商品名「ジアミスト」)を一台2万円で購入し、オーナーになれば、ジアミストの設置先の開拓やジアミストの管理業務については、Soft-EXが担当し、委託を受けた Soft-EXがエンドユーザーから受け取る収益(ジアミストを使用するには、専用の水、これをジアムーバー酸化水と呼んでいたが、これを補給することが必要で、エンドユーザーは、Soft-EXからこのジアムーバー酸化水を定期的に購入する必要がある。)から一台につき月額980円を5年間にわたりオーナーに協力金として支払うとして、ジアミストのオーナーを募集しました。

Soft-EXの説明のとおりであれば、ジアミストのオーナーになれば、一台につき2万円の支出が必要となるのですが、協力金として、5年間で合計5万8800円を受領できるので、3万8800円が収益となることから、少ない人でも数十台、多い人だと500台も購入しております。

Soft-EXは、平成26年3月頃から東京都を中心とする関東圏や静岡県で勧誘を始め、その後全国に展開していききました。

平成28年1月頃からは、北海道内でも勧誘を始めています。

この事業は、各オーナーが購入したジアミストが設置され、利用者がジアムーバー酸化水の購入を続けなければ、協力金の支払に行き詰まるのが容易に推測されるのですが、案の定ジアミストが購入台数に見合うほど普及することはないと、早くも平成28年12月末に予定されていた協力金の支払が遅延するようになり、平成29年4月頃には、協力金の支払は停止され問題が顕在化することになりました。

そこで、悪質商法被害対策弁護団に所属する弁護士の有志が集い、平成29年4月に当弁護団が結成されました。

その後、当弁護団では、道内各地の被害者からの合計78件もの相談を実施した結果、ジアミストの購入台数は一人平均100台以上であり、したがって被害金額も平均200万円以上にもなることが判明しました。

本件では、静岡県の弁護士が先行して取り組んでいて、交渉では解決しないとのことで、訴訟を提起していることも情報として入っておりました。

当弁護団では、被害が全国に及んでおり、被害金額も相当程度になることが予想されたため、即時に損害金を回収するこ

とは困難と考え、平成29年12月15日付けで告訴状を作成、北海道警察本部に届け出ました。

道警の担当者からは、Soft-EXが協力金の支払が不可能であることを知りながら契約したのか否かが重要なので、Soft-EXの経営状況がわかる資料が必要と言われておりました。そこで、平成30年6月に、本件について先行して裁判が行われていた静岡地裁に行き、記録の閲覧をしています。しかしながら、利害関係がないとの理由で記録謄写までは認められませんでした。そこで、平成30年9月5日付けで、まず原告2名で第一次提訴を行い、平成31年4月11日付けで静岡地裁に文書送付嘱託の申立をし、これが認められました。

なお、令和2年3月17日付けで原告4名で第二次提訴をしております。

裁判は、令和2年12月23日に和解が成立しました。和解金額は、契約金額から既払金を差し引いた額を59回の分割で支払うこととし、我々の主張が全面的に認められた形となっています。但し、現実に支払われるかが問題でしたので、Soft-EXの代表者については訴訟提起の時点で連帯債務者としていたのですが、和解の時点でさらに、もう一人の役員を連帯保証人にしました。1回目の支払は、令和3年3月末日限りとなっていました。

ところが、Soft-EXは、1回目の支払期限が過ぎても支払をせず、催促したところ、同年4月30日に13万8000円を入金してきましたが、それ以降は、本日まで全く支払はなされておられません。

Soft-EXの役員2名については、住所の調査等をしたのですが、差押の対象となる財産は見い出せませんでした。

道警に対しては、令和元年8月27日に追加資料を提出し、捜査を促したのですが、これまた現在まで動きはありません。

こうしたことから、当弁護団としては、これ以上損害金を回収することは困難であると判断し、一回だけ入金されたものを原告の方々にお渡しして、年内で弁護団としての活動を停止することになりました。

本件は、被害者、被害金額ともに多かったので、回収が困難であることが見込まれたこともあり、あえて多数の原告を募りませんでした。そのため活動費用が捻出できないなか、静岡地裁まで記録の閲覧に行く必要があったこと等から、援護基金は大変大きな力となりました。

ありがとうございました。

常務理事からひとこと

援護基金だより第22号をお届けいたします。

皆様には、日頃、当基金に対しご支援をいただき、深く感謝申し上げます。

NHK 大河ドラマの主人公となった渋沢栄一は、生活困窮者などを保護するために創設された東京養育院の運営に携わり、50年以上にわたって院長を務め、また、高齢者や子どものための養護施設、更生施設を設置し、月に一度は施設を訪問したとされています。昨年は、こうした偉人のエピソードに深い感銘を受けるとともに、当基金の常務理事の任を拝命し、社会的弱者、経済的弱者の法律問題に対する援助を行い、人権擁護と社会正義を実現するという当基金の役割の重要性を改めて認識しました。

今後とも、当基金に対するご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

常務理事 竹間 寛